

大船渡地区津波復興拠点におけるエリアマネジメントについて

1 エリアマネジメントの必要性

—エリアマネジメントとは—

地域の良好な環境維持や価値向上を図るため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

(エリアマネジメントの必要性)

- 1) 大船渡市の中心市街地であり、市の将来を担う顔となる地区であること
- 2) 津波防災拠点施設など複数の公益施設が導入される予定であること
- 3) 津波復興拠点全域が市の所有地となるため、その活用と維持・管理・運営が一貫して可能であり、適切なマネジメントが求められていること
- 4) 買い物客や観光客などの防災意識向上を図り日常的な安全性向上が必要であること

このため、

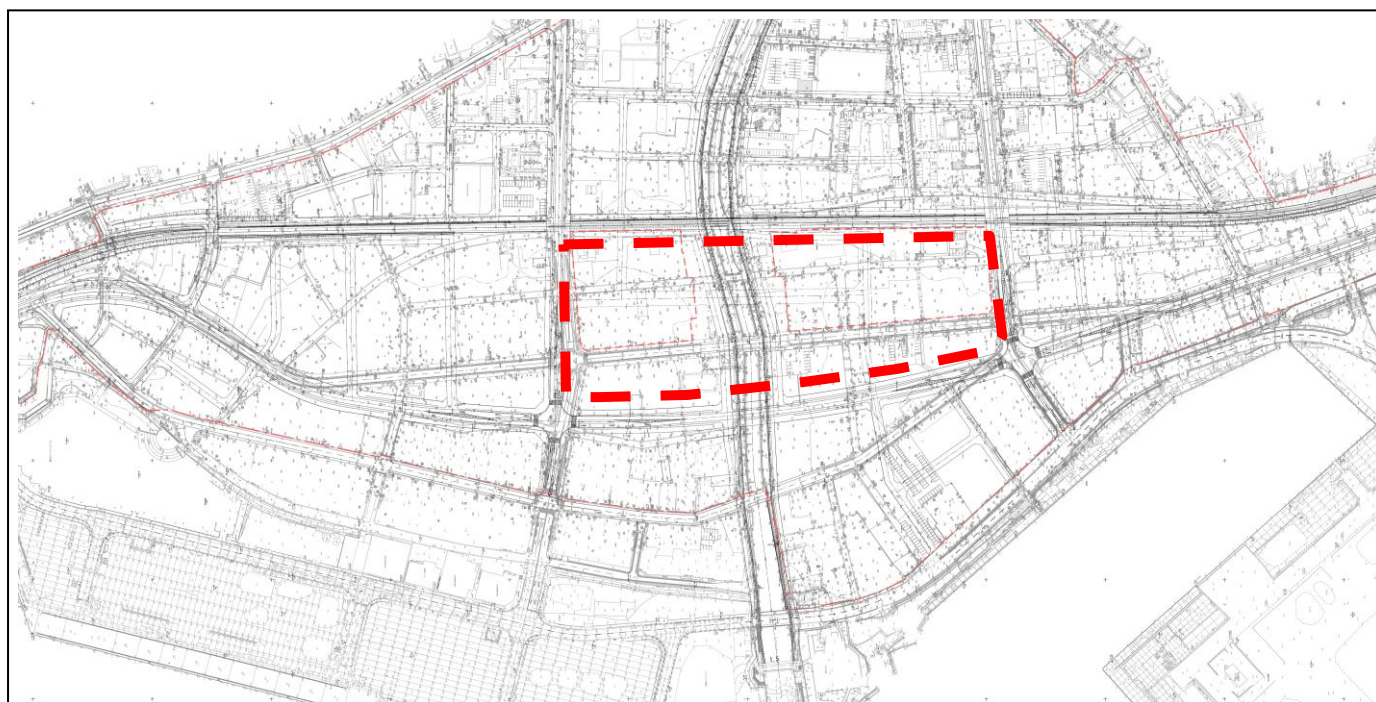
- ① 一貫した統括的管理のもと事業が進捗・整備・運営されていくことが必要
- ② 事業の進捗に合わせた新たなマネジメント主体、マネジメント方法等の段階的検討が必要

(目的)

- 1) 施設等の良好な維持管理・運営、街並み景観の誘導、地域美化等が適切に行われ(良好な市街地環境の形成・維持)
- 2) イベントの実施、地域プロモーションの展開などと合わせ、(地域の活力の維持・増進)
- 3) 地域コミュニティの形成等が図られ(安全・安心なまちづくり)、
- 4) 地域全体の魅力が高まる(地域価値の維持・増大、愛着・満足度の向上)

2 対象区域

津波拠点整備区域(将来的に拡大予定区域を含む)

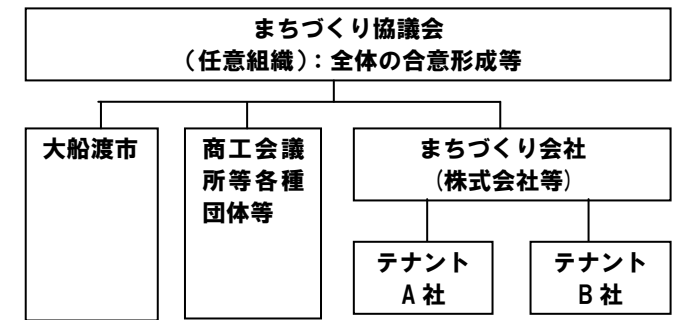


3 エリアマネジメントの仕組みと取り組み例

1) エリアマネジメントの仕組み

住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みとし、自治会やまちづくり会社等の組織による実施が一般的
大船渡地区における導入案：
合意形成組織としてまちづくり協議会

◆まちづくり協議会構成イメージ



2) 取り組み事業例

大項目	取り組み項目	具体例
エリア全体の環境に関する活動	①地域の将来像の策定・共有化	・地域の将来像・プランの策定 ・地域の将来像・プランに基づく新たな空間・機能の誘導 等
	②街並みの規制・誘導	・街並みに関するルール策定・運用等
共有物・公物等の管理に関する活動	③共有物等の維持管理	・集会所等の共有施設の維持管理 ・広場・駐車場等の共有地の維持管理
	④公物(公園等)の維持管理	・集会所・コミュニティセンター等の公益施設の管理 ・公園や河川敷、道路等の管理
居住環境や地域の活性化に関する活動	⑤地域の防犯性の維持・向上	・防犯灯・防犯カメラ等の設置 ・地域内の巡回/パトロール
	⑥地域の快適性の維持・向上	・地域の美化活動の推進 ・迷惑駐車・駐輪の防止 等
	⑦地域のPR・広報	・地域に関するシンポジウム等のイベントの開催 ・地域のプロモートイベントの開催 等
サービス提供、コミュニティ形成等のソフトの活動	⑧地域の利便性の維持・向上、生活支援サービス等の提供	・配食等高齢者等への支援サービスの提供 ・子育て支援サービスの提供 ・コミュニティバスの運営、カーシェアリングの実施
	⑨コミュニティ形成	・防災訓練の実施 ・エリア内の組織間のネットワーク形成・調整 ・企業コミュニティの形成 等

◆大船渡地区津波復興拠点における取り組み例

